

仕様書(案)

平成29年5月17日

1. 件名

岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務

2. 背景・目的

震災からの復興は、安倍内閣の最重要課題であり、東日本大震災の発災から6年が経過し、復興の新たなステージを迎えている東北で、産業・生業の再生に向けた観光復興を推進する必要がある。

観光業は地域産業全体に影響を与える裾野が広い産業であり、特に重要な産業・生業であるといえるが、東北においては外国を中心に根強い風評被害の影響に加え、そもそも外国人受入体制が未成熟な部分があるなど、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていない状況にある。

そのため、本業務では岩手県を中心とした北東北におけるインバウンド旅行者の誘客に成果を挙げるべく、新たなコンテンツの発掘や外国人旅行者向けの商品開発、情報発信、地域の関係者の意識醸成に取り組むとともに、市場と結びつきの強い民間事業者等と地域とのネットワークを構築することで、地域の自立的な取組の拡大につなげ、将来の外国人の交流人口拡大を図ることで、岩手県を中心とした北東北の観光復興を目指す。

3. 業務内容

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 観光コンテンツ評価・検証会議(仮称)の開催・運營業務

- ・ 下記(2)及び(3)の業務に係る取りまとめに当たっては、請負者が独自に行うものだけでなく、発注者と共に設置する観光コンテンツ評価・検証会議(仮称)(以下、「会議」という。)を活用して行うものとし、会議の開催及び運営を行う。
- ・ 会議の委員(以下、「委員」という。)の選定に当たっては、請負者が10名程度(内、4名程度は外国人の委員)の委員候補者を推薦理由とともに提出することとし、委員選定は、発注者と十分協議した上で決定する。
- ・ 会議は、4回程度開催することとし、そのうち少なくとも1回は現地調査及び会議を行う。会議の形式等は、発注者と十分協議した上で決定する。
- ・ 会議のほかに3箇所以上の特定の地域(以下、「特定地域」という。)に委員2名程度を各5回程度派遣し、現地説明会及び検討・相談会を実施する。
- ・ 会議及び特定地域への派遣には、必要に応じて有識者等のオブザーバーを招聘する

こととし、延べ13名程度（会議延べ4名程度、特定地域への派遣延べ9名程度）とする。

- ・ 会議等の日程調整や開催場所の調整、関係資料の作成、資料や備品の準備を行う。併せて会議の記録を行う（議事録及び概要の作成等）こととし、当該記録は会議終了後速やかに発注者に提供するものとする。
- ・ 会議等については、視察先や会場との調整、移動に必要な車の手配、宿泊施設の手配等を行うとともに、調査結果を取りまとめる。
- ・ 会場費、委員等旅費、謝金等の会議の開催に必要な費用については、請負業務の費用に含めるものとする。委員等旅費や謝金等の積算にあたり、委員については会議出席を10名×4回、特定地域への派遣を2名×3地域×5回で、オブザーバーについては会議出席を1名×4回、特定地域への派遣を1名×3地域×3回で、といった形で具体的に積算すること。ただし、委員等旅費は国内旅費に限ることとし、海外旅費は支払いを要しない。
- ・ 会議の内容等を踏まえ、必要に応じて情報発信等を実施すること。

（2）北東北の観光コンテンツ一覧の作成業務

- ・ 岩手県を中心とした北東北の観光コンテンツについて、過去に国や自治体、観光関係団体等が行ったインバウンド関係の調査事業等の内容も踏まえ、景勝地、食品等各分野でコンテンツを調査・収集・分析を行い、会議において評価を実施し、観光コンテンツ一覧を作成する。

また、平成27年6月12日に国土交通大臣が広域観光周遊ルートとして認定した、東北観光推進機構の「日本の奥の院・東北探訪ルート“Exploration to the Deep North of Japan”」や、平成28年12月22日に十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会（事務局：青森県、岩手県、秋田県及び東北地方環境事務所）が策定した、「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム2020」等、関連する施策の内容についても調査・収集・分析を行い、踏まえること。

コンテンツ一覧の作成にあたっては、以下の「行程（案）と実施にあたっての考え方」等に基づき行うこと。

<行程（案）及び実施にあたっての考え方>

- ① 過去に国や自治体、観光関係団体等が行ったインバウンド関係の調査事業等の結果の調査・収集・分析
- ② 会議において、以下の項目を検討
 - ・ 観光コンテンツの収集する分野について検討
 - ・ 収集する上での視点の整理
 - ・ 観光コンテンツの評価項目の検討
- ③ 岩手県全市町村の観光コンテンツ及び青森県・秋田県の岩手県県境の主だった観光

コンテンツの調査・収集（写真及び動画を含む）・分析

- ④ 収集された観光コンテンツを会議において評価
- ⑤ 支援と検証に基づき会議において再評価
- ⑥ 今後の活用方法の検討

- ・ これらにより得られた結果を基に、北東北の観光コンテンツ一覧を作成する。

(3) 特定地域における観光コンテンツ説明・検討業務

- ・ 観光コンテンツの評価説明
- ・ 外国人観光客向けの新たな観光コンテンツの開発や既存コンテンツ磨き上げの検討を行い、地域の底上げを支援
説明・検討業務にあたっては、以下の「行程（案）と実施にあたっての考え方」等に基づき行うこと。

<行程（案）及び実施にあたっての考え方>

- ① 会議において、支援を行う特定地域を検討
- ② 委員と特定地域の関係者の間で、観光コンテンツの評価説明と地域の底上げを目指した検討・相談会を実施
 - ・ 特定地域に委員2名程度を派遣し、各5回程度
- ③ 特定地域の1箇所において、現地検証及び現地会議を開催
 - ・ 支援コンテンツの再評価

- ・ その他、発注者からの指示に従うこととする。

(4) 「いわての歩き方（仮称）」の作成・提供業務

- ・ (1) から (3) の内容を踏まえ、「いわての歩き方（仮称）」として作成するものは以下のとおり。
 - 北東北観光コンテンツ集
 - 外国人ブロガー・旅行エージェント等向け電子データ

作成・提供業務にあたっては、以下の「行程（案）と実施にあたっての考え方」等に基づき行うこと。

<行程（案）及び実施にあたっての考え方>

- ① 会議において、効果的な情報発信の内容と提供先、提供方法等を決定
- ② 作成、提供
 - ・ 北東北観光コンテンツ集は、北東北の観光コンテンツ一覧に掲載された全てのコ

ンテンツについて作成

- ・北東北観光コンテンツ集は、印刷物としても提供できるよう写真を添付し、日本語のほか外国語（英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字））でも作成
 - ・北東北観光コンテンツ集は、更新等の際に差し替えが容易なものとする
 - ・北東北観光コンテンツ集のうち、主要な物を抜粋した印刷物を作成（A5版・40ページ程度）
 - ・外国人ブロッガー・旅行エージェント等向け電子データにはコンテンツ集の元データに加え、コンテンツ集で使用した写真や動画の元データを添付
- ・ その他、発注者からの指示に従うこととする。

4. 履行期限

平成30年3月30日（金）を履行期限とする。

5. 成果物

- (1) 業務報告書 20部（製本）
- (2) 「いわての歩き方（仮称）」の北東北観光コンテンツ集
日本語版及び外国語版（4言語） 各600部
- (3) 業務報告書及び「いわての歩き方（仮称）」の各種電子データを収めたCD-ROM等
20枚

※ 復興庁（以下、「当庁」という。）は業務報告書の一部または全部をウェブページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6. 業務体制・進行方法

- (1) 請負者は、最低、月に1回は岩手復興局において進捗状況を報告すること（報告の日時及び報告様式は別途指示）。また、2週に1度はメール等により進捗状況を報告すること。
- (2) 請負者は、平成30年3月30日（金）までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- (3) スケジュールについて、発注者と協議の上で策定すること。
- (4) 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

- (5) 進捗管理表（WBSを想定）を整理し、進捗管理を行うこと。
- (6) 業務にあたって業務体制表を提出するものとし、その中に業務の責任者として管理者を設け、1名以上の専任者を配置すること。
- (7) 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- (8) 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- (9) 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。
- (10) 業務の再委託について
 - ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
 - ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。
 - ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
 - ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7. その他

(1) 全般

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。
- ② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

- ① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。

- ② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 著作権等の取り扱い

- ① 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（ア）請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（イ）請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

- ② 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 守秘義務

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを当庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。